

# 精華町まちづくり基本構想

平成31年3月

精華町教育委員会



## 目 次

1. はじめに.....	1
1-1 構想策定の目的.....	1
2. 現状と課題の整理.....	2
2-1 精華町の現状.....	2
2-2 教育行政における課題.....	3
(1) 中学校給食の導入.....	3
(2) 打越台グラウンド及び打越台環境センター跡地の一体的活用方法の検討.....	3
2-3 防災上の課題.....	3
(1) 避難者想定に対する炊き出し機能の不足.....	3
(2) 受援機能の確保.....	5
3. 施設整備検討のための準備.....	7
3-1 施設整備の考え方.....	7
3-2 対象施設の敷地条件等.....	8
4. 精華町まちづくり基本構想の策定の経過.....	10
4-1 精華町まちづくり基本構想策定懇話会の設置.....	10
4-2 精華町まちづくり基本構想等策定庁内検討委員会の設置.....	11
4-3 住民アンケートの実施.....	12
(1) 調査の目的と趣旨.....	12
(2) 調査概要.....	12
(3) 調査結果の精度.....	13
(4) 調査結果の概要.....	14
5. まちづくり構想.....	15
5-1 まちづくりの基本的な考え方.....	15
(1) まちのめざす姿.....	15
(2) 基本方針.....	16
(3) 施設整備方針.....	17
5-2 今後の事業の進め方.....	21



## 1. はじめに

### 1-1 構想策定の目的

精華町では「精華町第5次総合計画」のまちの将来像である「人を育み未来をひらく学研都市精華町」を目指し、「緑豊かな調和のとれたまちづくり」「人を大切にすまちづくり」「交流と連携による幸福感あふれるまちづくり」「新産業創出のまちづくり」「学研都市の広域的連携推進のまちづくり」という5つの基本理念に基づく施策に取り組んでいます。

また、第5次総合計画において設定されたまちづくりの基本理念及び目指すべき都市像を実現するため、「精華町都市計画マスタープラン」においては6つの基本方針が定められています。

教育委員会では第5次総合計画に基づき、豊かな人間性を育む教育の振興、安全・安心な教育環境の整備、日常生活を豊かなものにするための文化・スポーツ活動の推進に取り組んできました。

特に、この間においては、児童生徒の命を守り、安全・安心な教育環境を確保するための取組を優先して実施してきており、その成果として、学校施設の耐震化率100%の実現、小中学校の全教室への空調設備の整備についても平成30年末をもって完了しました。

このような状況において、現在、本町の教育行政における最大の課題は、中学校給食の導入となっています。平成30年3月には、「精華町学校給食基本構想」を策定し、中学校給食の実施の具体的なあり方、給食を通して子どもたちにどのような力を習得させることができるか、また、どのような地域づくりを進めるかについての基本的な考え方を示しました。今後、この基本構想に基づいた中学校給食の実施が期待されています。

また、打越台グラウンドについては、施設の老朽化などの課題のほか、隣接する打越台環境センターの解体撤去工事が計画されており、施設の撤去後には当該敷地が本町に返還される予定となっています。打越台グラウンドと返還地を合わせると広大な公共用地が生まれることとなり、本町のまちづくりにおいても重要な拠点となります。そのため、当該用地においては、これから行われる北部のまちづくりはもちろん、町全体のまちづくりを見据え、今後の活用方法を検討していく必要があります。

教育委員会では、これらの2つの課題解決を中心とした教育のまちづくりのさらなる推進を図るとともに、近年多発している大規模な自然災害に備え、「精華町都市計画マスタープラン」の基本方針の1つである「安全・安心の環境が整ったまちづくり」の実現を図るため、防衛省の「まちづくり構想策定支援事業」を活用し、教育環境や生涯学習環境のさらなる充実と安全・安心のまちづくりの実現に関する基本方針の策定に取り組みました。

## 2. 現状と課題の整理

### 2-1 精華町の現状

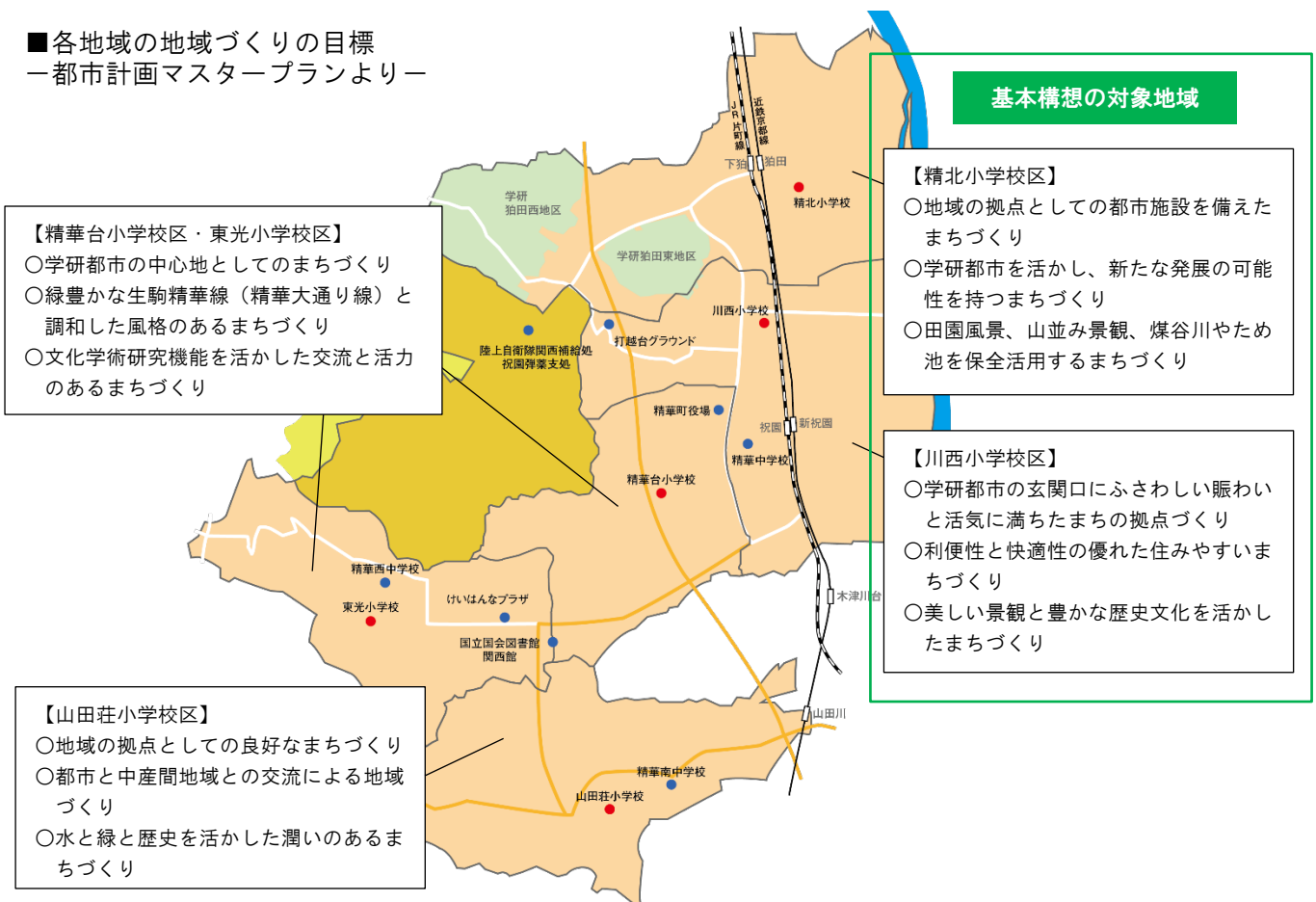
精華町はこれまで、けいはんな学研都市（関西文化学術研究都市、以下「学研都市」という。）の開発と各駅前整備を中心にまちづくりを行ってきました。特に、学研都市の中心地区である精華・西木津地区には学研都市の中核的な交流施設であるけいはんなプラザや国立国会図書館関西館をはじめ、各企業の研究施設や研究開発型産業施設<sup>1</sup>の立地が進んでいます。

また、駅前整備としては平成3年に南部拠点である山田川駅周辺の整備が行われ、平成5年にはまちの拠点であり学研都市への玄関口である祝園駅周辺の整備が行われました。そして平成30年度末には北部拠点である狛田駅東土地区画整理事業が完了する予定です。

このような経過により、精華町においては中部から南部地域の開発や駅周辺整備は一定行われてきましたが、北部地域については、狛田駅の整備や学研南田辺・狛田地区の開発が予定されている地域であり、今後の活性化が期待されています。

なお、学研南田辺・狛田地区の整備の方針においては文化学術研究施設などの整備が位置付けられており、北部地域にはその他にも旧陸軍軍用鉄道の「煤谷川鉄橋跡」、「鞍岡山古墳群」などの歴史遺産、町立体育館であり町の文化拠点である「むくのきセンター」、京都府立大学精華キャンパスや京都廣学館高等学校などが立地していることから、これらの教育・文化資源を活かしたまちづくりをめざしています。

#### ■各地域の地域づくりの目標 —都市計画マスタープランより—



<sup>1</sup> 国の「関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針」に規定された研究開発と生産を一体的に行う企業の事業所

## 2-2 教育行政における課題

### (1) 中学校給食の導入

平成17年の食育基本法制定以来、全国で食育が推進され、本町においても「精華町食育推進基本方針」を策定し、これまでに保育所や小・中学校などで様々な食育に取り組んできました。

平成30年3月には、食育の「生きた教材」となる学校給食を小学校から中学校まで一貫して運営するため「精華町学校給食基本構想」を策定しました。

今後、この基本構想に基づいた中学校給食の実施が期待されており、同時に**学校給食を活かしたまちづくりが求められています。**

### (2) 打越台グラウンド及び打越台環境センター跡地の一体的活用方法の検討

本町北部に位置する打越台グラウンドは施設の老朽化などの課題を抱えています。また、隣接する打越台環境センターについては解体撤去工事が計画されており、施設の撤去後には当該敷地が本町に返還される予定となっています。

そのため、当該グラウンドの改修や再整備を検討する際には、**打越台環境センターの敷地を含めた一体的な活用方法について検討する必要があります。**

## 2-3 防災上の課題

### (1) 避難者想定に対する炊き出し機能の不足

「京都府地震被害想定調査報告書」によると、生駒断層を起源とする震度6強の地震を想定した際、本町内における長期避難者数は4,700人と想定されています。

区分	死者数	負傷者数	短期避難者数	長期避難者数
人数	150人	1,200人	11,400人	4,700人

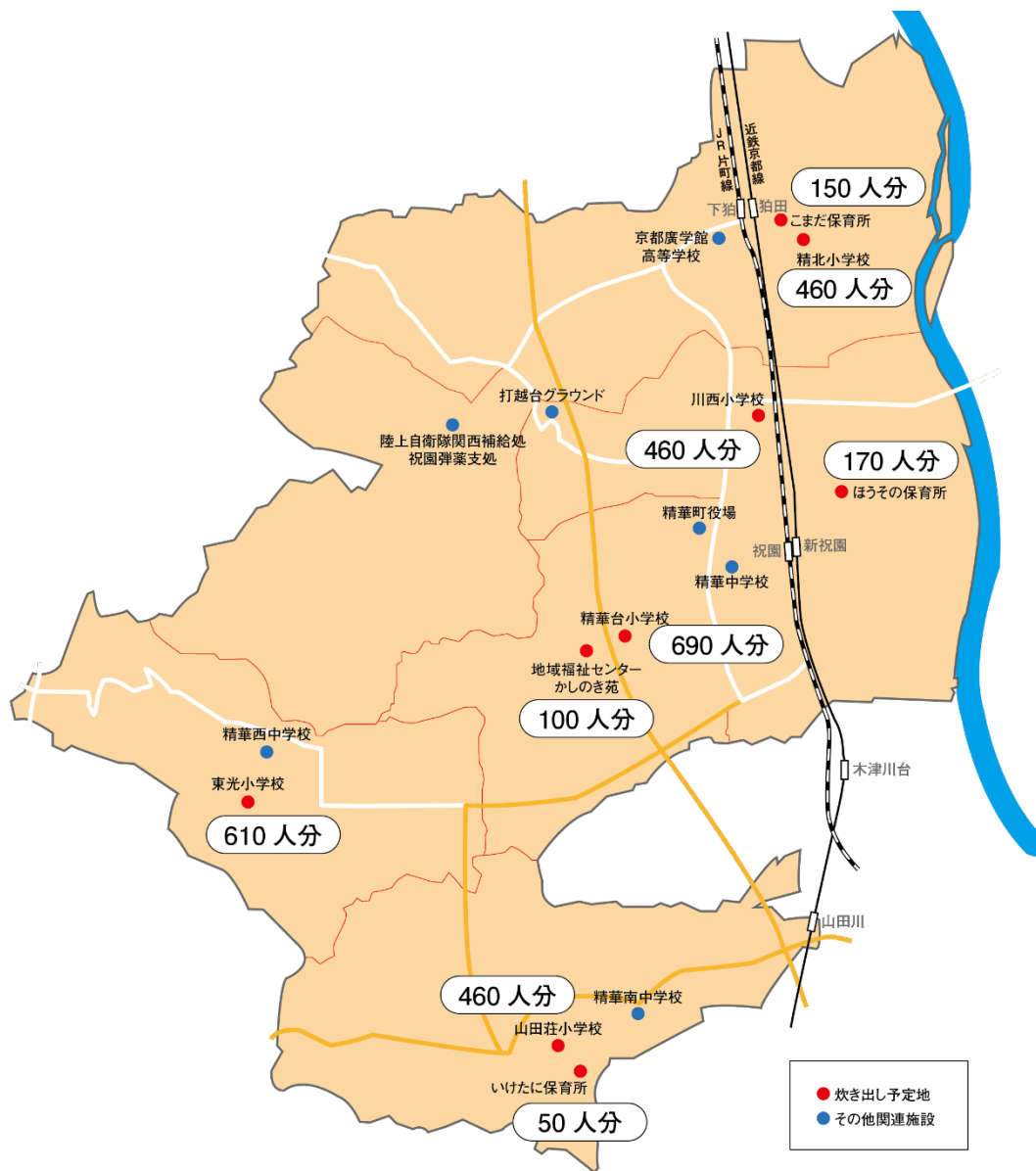
短期避難者：電力が復旧するまでの間の避難者

長期避難者：被災者数

それに対し、「精華町地域防災計画」で計画されている炊き出し可能人員は3,150人分となっており、現状で1,550人分が不足しています。

また、災害時の物資輸送や効果的な人員配置のためには、炊き出しの拠点となる施設の不足が課題と言えます。

■精華町内の炊き出し予定施設の位置



■精華町内の炊き出し予定施設と炊き出し可能人員

名称	所在地	可能人員 (200g/人)
精北小学校	大字下狛小字河原田4番地	460人
川西小学校	大字北稻八間小字畑ヶ田15番地の1	460人
山田荘小学校	桜が丘二丁目2番地1	460人
東光小学校	光台七丁目43番地	610人
精華台小学校	精華台一丁目2番地1	690人
地域福祉センターかしのき苑	大字南稻八妻小字砂留2番地1	100人
ほうその保育所	大字祝園小字一ノ間3番地1	170人
こまだ保育所	大字下狛小字浄楽7番地	150人
いけたに保育所	桜が丘三丁目2番地2	50人

避難者想定  
4,700人に対して  
1,550人分不足

合計 → 3150人



## (2) 受援機能の確保

平成28年に発生した熊本地震では、支援物資の滞留や、プッシュ型支援<sup>2</sup>による受入側の混乱、道路状況が不明なことによる輸送の支障などが生じました。また、対口支援（カウンターパート）方式<sup>3</sup>による人的支援が行われ、派遣要請に迅速に対応できたとの評価がある一方で、被災自治体が支援チームを十分に活用できず混乱が生じたなどの課題も指摘されました。

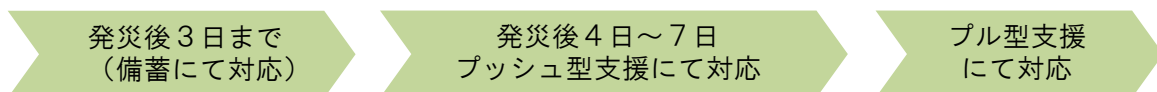
本町においても、**支援物資や支援チームの受入れ体制が現状未整備であることから、今後こうした人的・物的支援を受け入れる体制を整える必要があります。**

### ■受援者側による課題の振り返り（熊本市）

人的支援	物的支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災規模が広範囲にわたり、被害の全容を正確に把握できず、支援が必要な業務・期間・人員を明確に示すことができなかった</li> <li>● 避難所運営など被災時の支援業務マニュアルを整備していたが、職員が熟知しておらず、結果、応援職員に頼らざるを得なかった</li> <li>● 応援職員の業務について、事前説明を十分に行うことができず、現場で混乱が生じたこともあった</li> <li>● バックヤード（事前準備・業務割り当て業務）の人員不足</li> <li>● 応援職員の宿泊所の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発災直後の2～3日は、全体的に物資が不足</li> <li>● 物資集積所の受入態勢が不十分（場所・人・車両等）</li> <li>● 避難所の状況把握が不十分（避難形態の多様化）</li> <li>● 物資集積所での物資滞留（ラストワンマイル）</li> <li>● 日々変化する物資ニーズへの対応</li> </ul>

（出典）熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第4回）資料を基に作成

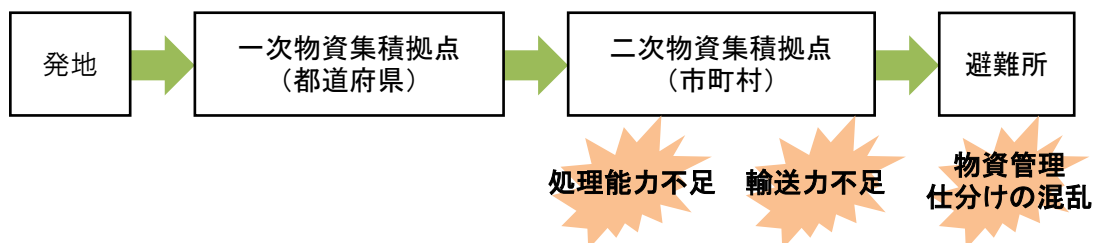
### ■物資調達の実態



※被災県は出来る限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、必要に応じて国に要請する仕組み（プル型）へ切り替える

（出典）内閣府資料を基に作成

### ■支援物資の基本的な流れと課題



（出典）九州地方知事会事務局「熊本地震に係る広域応援検証・評価について[最終報告]」を基に作成

<sup>2</sup> 国が被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地へと緊急輸送する支援方法

<sup>3</sup> 都道府県又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て、支援を行う方式

■人的資源に関する応援と受入れに際して配慮すべき事項

災害発生直後から国、被災地外の地方公共団体、民間企業、ボランティアなどの各種団体が被災地に入り、人的応援が実施されることとなりますが、応援の受入れに際しては、配慮すべき事項として、応援職員が業務や活動を実施するためのスペースの確保や執務環境の整備が必要とされています。人的応援の枠組みや応援の受入れに当たり配慮すべき事項については、それぞれ下表のとおりです。

受入れ体制やそのために必要な機能の整備あたっては、これらを踏まえた上で、不足している部分や優先順位などについて検討し、計画的に整備を進める必要があります。

■人的応援の基本的な枠組み

基本的な枠組み	応援の種類・その主体
市町村による枠組み	市町村間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
都道府県による枠組み	県内市町村相互応援に関する協定に基づく応援
	都道府県間相互の応援協定や民間企業等との協定に基づく応援
全国自治体間の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援（全国知事会の調整）
	全国市長会・全国町村会の調整による応援
	指定都市市長会の調整による応援
指定行政機関・指定公共機関等による枠組み	国等による定型化された応援 ・（消防庁）緊急消防援助隊 ・（警察庁）警察災害派遣隊 ・（自衛隊）災害派遣部隊 ・（国交省）緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） ・（厚労省）救護班・災害派遣医療チーム（DMAT） ・（厚労省）災害派遣精神医療チーム（DPAT） ・（環境省）災害廃棄物処理支援ネットワーク D.Waste-Net など
その他	事前に協定を結んでいない、自主的な応援

（出典）内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

■応援職員の受入れに当たり配慮すべき事項の例

項目	環境整備の内容
スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する</li> <li>● 可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する</li> </ul>
資機材等の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する</li> </ul>
執務環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する</li> </ul>
宿泊場所に関するあっせん等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあっせんする。</li> <li>● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。</li> </ul>

（出典）内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）

### 3. 施設整備検討のための準備

#### 3-1 施設整備の考え方

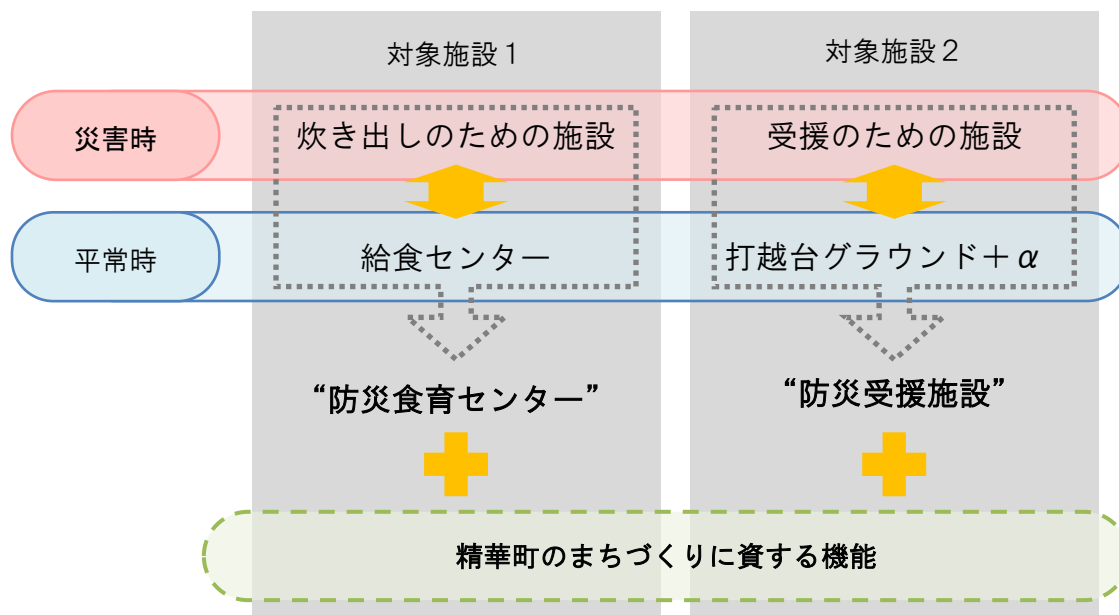
前述したように、本町の教育行政における最大の課題として「中学校給食の導入」があり、一日も早い実施が期待されています。また、打越台環境センターについては、平成32年度に撤去工事が完了する予定であり、「打越台グラウンド及び打越台環境センター跡地の一体的活用方法」についても計画的に検討を進めていく必要があります。

一方で、防災上の課題としては「避難者想定に対する炊き出し機能の不足」「受援機能の確保」という課題があります。

本構想では、これらの課題の解決を図るため、防衛省の「まちづくり構想策定支援事業」を活用して取組を進めていますが、当該事業を進めるにあたっては「地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくり」が求められています。

このことから、災害時に必要な機能を前提とした上で、平常時においても利活用できる機能を付加することにより、限られた財源や資源を最大限活用することとして、「精華町学校給食基本構想」に基づく中学校給食の導入と炊き出し機能の確保のための「防災食育センター」の整備、打越台グラウンドと打越台環境センター跡地の一体的活用をふまえつつ、不足する受援機能を確保するための「防災受援施設」の整備を検討することとします。

## ■施設整備の考え方



## ■健康総合拠点との連携について

現在、本町では、保健センターと子育て支援センターの役割を担う「健康総合拠点」の整備の必要性、めざす姿や基本的な考え方について検討が進められています。

その中で求められている機能の中心としては、健康づくりや子育て支援の拠点機能はもちろん、災害時には保健医療活動や保健医療支援チームの受援調整機能についても検討が進められており、平常時・災害時ともに関連性の高い施設であると考えられることから、本構想における施設整備との連携についても検討を行います。

### 3-2 対象施設の敷地条件等

防災食育センターの整備を想定している精華中学校の敷地は、第1種住居地域であることから、給食センターを建築するためには建築基準法第48条ただし書きによる特定行政庁<sup>4</sup>（本町においては京都府知事）の許可が必要となります。

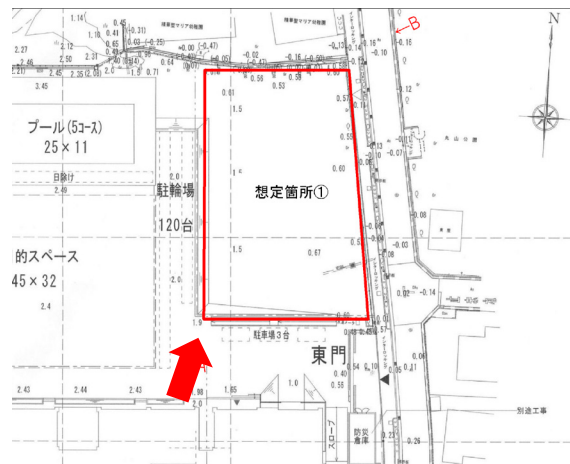
また防災受援施設の整備を想定している打越台グラウンド及び打越台環境センター跡地は市街化調整区域内にあるため、原則として建築物の建築等を行うことができませんが、都市計画法に基づく許可が不要な建築物や立地基準（都市計画法第34条）等を満たして都市計画法に基づく許可を受けた建築物であれば建築等が可能になります。

こうしたことから、施設整備にあたっては、建築基準法第48条ただし書き許可に関する京都府への事前協議や、都市計画法の立地基準を満たすための地区計画の策定が必要となります。

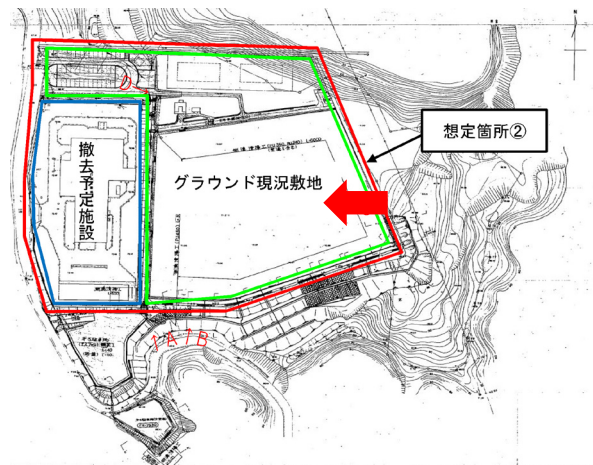
<sup>4</sup> 建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長、その他の市町村の区域においては都道府県知事

	防災食育センター	防災受援施設
基本機能	給食センター機能（新設）、炊き出し機能	グラウンド機能（継続）、受援機能
現況位置	精華町立精華中学校内	打越台グラウンド、打越台環境センター（撤去予定）
敷地面積	約 1,460 m <sup>2</sup>	約 2 ha
用途地域	第 1 種住居地域（第 3 種高度地区）	市街化調整区域
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給食センターは工場扱いとなり、原則は工業専用地域、工業地域、準工業地域にしか建築できない</li> <li>● 第 1 種住居地域かつ学校敷地内であることから、周辺環境に配慮する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化調整区域では、建築物の建築等（新築、増築、改築、用途変更）が厳しく制限されており、原則行うことができない</li> <li>● 現在、打越台グラウンドと打越台環境センター跡地には高低差がある</li> </ul>

■施設整備想定敷地（防災食育センター）



■施設整備想定敷地（防災受援施設）



## 4. 精華町まちづくり基本構想の策定の経過

### 4-1 精華町まちづくり基本構想策定懇話会の設置

精華町のまちづくりに関する課題解決や安全・安心のまちづくりを推進するための「精華町まちづくり基本構想」（以下、「本構想」とする。）を策定するにあたり、有識者や関係団体、住民から幅広く意見・提案を求めることを目的として「精華町まちづくり基本構想策定懇話会」（以下、「懇話会」とする。）を設置しました。

#### ■ 懇話会での検討経緯

平成30年11月	精華町まちづくり基本構想策定懇話会設置	
▼		
懇話会の開催日程		主な議事
第1回	平成30年 12月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 精華町内の課題やまちづくりの理念について</li><li>● 施設整備について</li></ul>
第2回	平成31年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 現場調査</li><li>● 「防災食育センター」に付加すべき機能について</li></ul>
第3回	平成31年 3月6日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「防災受援施設」に付加すべき機能について</li><li>● まちづくりの理念について</li><li>● 提言書（素案）について</li></ul>
▼		
平成31年3月	懇話会提言 精華町教育長への報告	



#### 4-2 精華町まちづくり基本構想等策定庁内検討委員会の設置

基本構想案の検討や事業実施にあたっての課題整理、調整等を行うことを目的として、庁内関係課による「精華町まちづくり基本構想等策定庁内検討委員会」（以下、「検討委員会」とする。）を設置しました。

##### ■検討委員会での検討経緯

検討委員会の開催日程		主な議事
第1回	平成30年 11月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 精華町まちづくり基本構想策定について</li><li>● 前提条件の整理</li><li>● 住民意向調査について</li></ul>
第2回	平成30年 12月21日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第1回懇話会での意見等について</li><li>● 基本構想策定にかかる検討依頼事項について</li><li>● 防災拠点の事例について</li></ul>
第3回	平成31年 1月23日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告・連絡事項</li><li>● アンケート調査の結果について（報告）</li><li>● 精華町まちづくり基本構想（案）について</li><li>● 第2回懇話会について</li></ul>
第4回	平成31年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 精華町まちづくり基本構想（案）について</li><li>● まちづくり事業のスケジュールについて</li></ul>
第5回	平成31年 3月20日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 懇話会からの提言について</li><li>● 基本構想（案）とりまとめ</li></ul>

## 4-3 住民アンケートの実施

### (1)調査の目的と趣旨

本構想では前述した教育行政における課題解決を目指すと共に、防災上の課題解決を中心としたまちづくりを目指します。

打越台グラウンドの今後の活用方針を検討するにあたり、住民の皆さまの生涯学習に対する意向を把握すると共に、防災・減災のための日頃の備えや取組の有無、防災機能の充実への意向などを把握するためにアンケート調査を行いました。

### (2)調査概要

- ① 調査対象 18歳以上の精華町住民 2,000人
- ② 抽出方法 無作為抽出
- ③ 調査方法 郵送による配布・回収
- ④ 調査期間 平成30年12月1日（土）から12月16日（日）  
（実際の集計には平成31年1月7日までに到着したものまで含んでいる）
- ⑤ 回収状況 回収数：799票（有効回答数n=798） 有効回答率：39.9%

#### ■設問の構成

問1	回答者の属性
問2	防災に対する意識について
問3	災害時に不安に思うことについて
問4	災害への備えについて - 防災訓練への参加
問5	災害への備えについて - ハザードマップ
問6	災害への備えについて - 日頃の備蓄など
問7	自助・共助・公助の認識について
問8	共助の主体について
問9	地域による共助が機能するために重要なものについて
問10	まちとしての防災機能の充実のために重要なものについて
問11	避難施設について
問12	地域や社会での活動に対する参加状況について
問13	生涯学習を通じた地域交流のための取組について
問14	生涯学習の充実のために必要な施設について
問15	自由意見



### (3)調査結果の精度

今回の調査は標本調査のため、結果が母集団である精華町民の意見としてどの程度の精度があるか以下の数式で求めました。

$$\text{誤差率} = 1.96 \times \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{p \times (1-p)}{n}}$$

信頼度 95%の時の係数

信頼度 95%の時の係数

N = 母集団数 (精華町の18歳以上の人口 : 30,575 人)  
n = 標本数 (有効回答数 : 798)  
p = 母比率 ※ p は 0.5 の時最大となるので今回は 0.5 としました

上の式にN=30,575、n=798を代入すると、誤差率は3.42%となり、母集団の回答は今回のアンケート調査の±3.42%の区間内に95%の確率で存在すると言えます。

#### (4)調査結果の概要

- 防災に対する意識は高まっているが、災害に備える取組や防災訓練への参加など実際の行動に結びついていないため、防災に対する意識啓発の向上と災害時の取組や行動等を体験する場を提供する必要がある。
- 若年者の意識向上への取組や高齢者を災害時に確実に避難所へ誘導できる取組が必要である。
- 災害時に地域おける共助の一翼を担うものについて、「町内会や自治会など」を想定しており、「日頃からの交流、声かけ活動」も重要とされている。
- 一方で近年、自治会への加入者が減少する傾向にあるため、地域コミュニティを活性化させる必要がある。
- 公共施設の拡充を求める割合が一番高く、魅力的な講座・教室や、生涯学習に関する情報提供という要望もあったが、自由意見として交通網に対するご意見（講座などへ参加したくても交通手段がないなど）もあり、今後の検討が必要である。
- 世代間で生涯学習に求める機能に差があるため、生涯学習機能を付加する場合は多目的利用を前提に検討する必要がある。

#### ■アンケート結果から見えてくる課題

	1. 防災対策	2. 地域コミュニティ	3. 生涯学習
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (問4) 防災訓練への参加状況は、全国調査の値を下回る。</li> <li>● (問4×問6/問5×問6) 防災訓練が行われていることを知らなかった人、防災マップを見たことが無い人は、災害に対する日頃の備えが不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (問8) 災害時に地域の共助の一翼を担うべきものとして町内会や自治会に期待する人が多い。</li> <li>● (問9) 災害時、地域による共助が機能するために重要なものとして「日頃からの交流、声かけ活動」を支持する人が過半数を超えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (問13) 地域交流を活発にするため、公共施設の拡充と共に魅力的な講座・教室の開催、生涯学習に関する情報提供が求められている</li> <li>● (問14) 生涯学習の充実のための施設としては文化活動に使用できる会議室や多目的ホールや、体育館や室内プール、ウォーキングやランニングコースを支持する割合が高かった。</li> </ul>
課題	<p>防災に対する意識は高まっているが、災害に備える取組や防災訓練への参加など実際の行動に結びついていない。</p> <p>このため、<b>防災に対する意識啓発の向上と災害時の取組や行動等を体験する場を提供する必要がある。</b></p> <p>若年者の意識向上への取組や高齢者を災害時に確実に避難所へ誘導できる取組が必要である。</p>	<p>災害時に地域における共助の一翼を担うものについて、「町内会や自治会など」を想定しており、「日頃からの交流、声かけ活動」も重要と位置付けている。</p> <p>一方で近年、自治会への加入者が減少する傾向にあるため、<b>地域コミュニティを活性化させることが必要である。</b></p>	<p>公共施設の拡充を求める割合が一番高く、魅力的な講座・教室や、生涯学習に関する情報提供という要望もあったが、自由意見として交通網に対するご意見（講座などへ参加したくても交通手段がないなど）もあり、今後の検討が必要。</p> <p>また、世代間で生涯学習に求める機能に差があるため、<b>多目的利用を前提に機能を検討する必要がある。</b></p>

## 5. まちづくり構想

### 5-1 まちづくりの基本的な考え方

まちづくり基本構想策定懇話会の提言をふまえ、基本構想における「まちのめざす姿」「基本方針」「施設整備方針」について定めることとします。

#### (1)まちのめざす姿

### 安全・安心と多文化交流による『協奏のまちづくり』

精華町には、古くからの歴史や文化を受け継いできた集落を中心とする地区、昭和40～50年代の小規模開発住宅地、学研都市の建設に伴う開発地区があるほか、学研都市の開発により集積した先端技術を持つ企業群、本町域の約6分の1を占める陸上自衛隊祝園弾薬支処が存在しており、こうした様々な背景により集まった人たちや組織などが共存しているところが、まちの特徴であると言えます。

これらの人たちや組織の交流や連携については、これまでも様々な機会をとおして取り組まれてきていますが、まだ十分とは言えず、精華町がまちとして発展・成熟していくためには、まち全体として交流や連携を活性化し、ほかのまちにはない魅力を造りだし、このまちに住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりに取り組む必要があります。

また、近年、毎年のように日本各地で自然災害が発生しており、これからのまちづくりを進める上で、災害に対する備えを強化し、安全・安心のまちづくりに取り組むことは欠かせない要素と考えられます。

精華町では、災害に備える上で、2つの機能確保が課題となっていますが、災害時のみを想定した施設では、まちづくりに対する効果が限定的なものとなってしまいます。そのため、平常時においても活用が可能な機能として、先に述べたまち全体の交流・連携の活性化に寄与する機能などの併設を図ることで、より効果的な取組とすることができると考えられます。

以上のような点から、「安全・安心」と「多文化交流」を軸として、精華町に集まった人たちや組織などが、それぞれの持つ役割を果たしながら、それが調和的に重なり合うことを「協奏のまちづくり」と定義し、「精華町まちづくり基本構想」においてめざすまちの姿とします。

(2)基本方針

まちのめざす姿を実現するために取り組むべき課題について、4つの基本方針を定め、取り組むこととします。

1) 安全・安心に備える

- 安全・安心で美味しい中学校給食を実施します
- 災害時の食糧供給機能や受援機能を備えた防災拠点の整備を行います

2) 多種多様な交流を図る

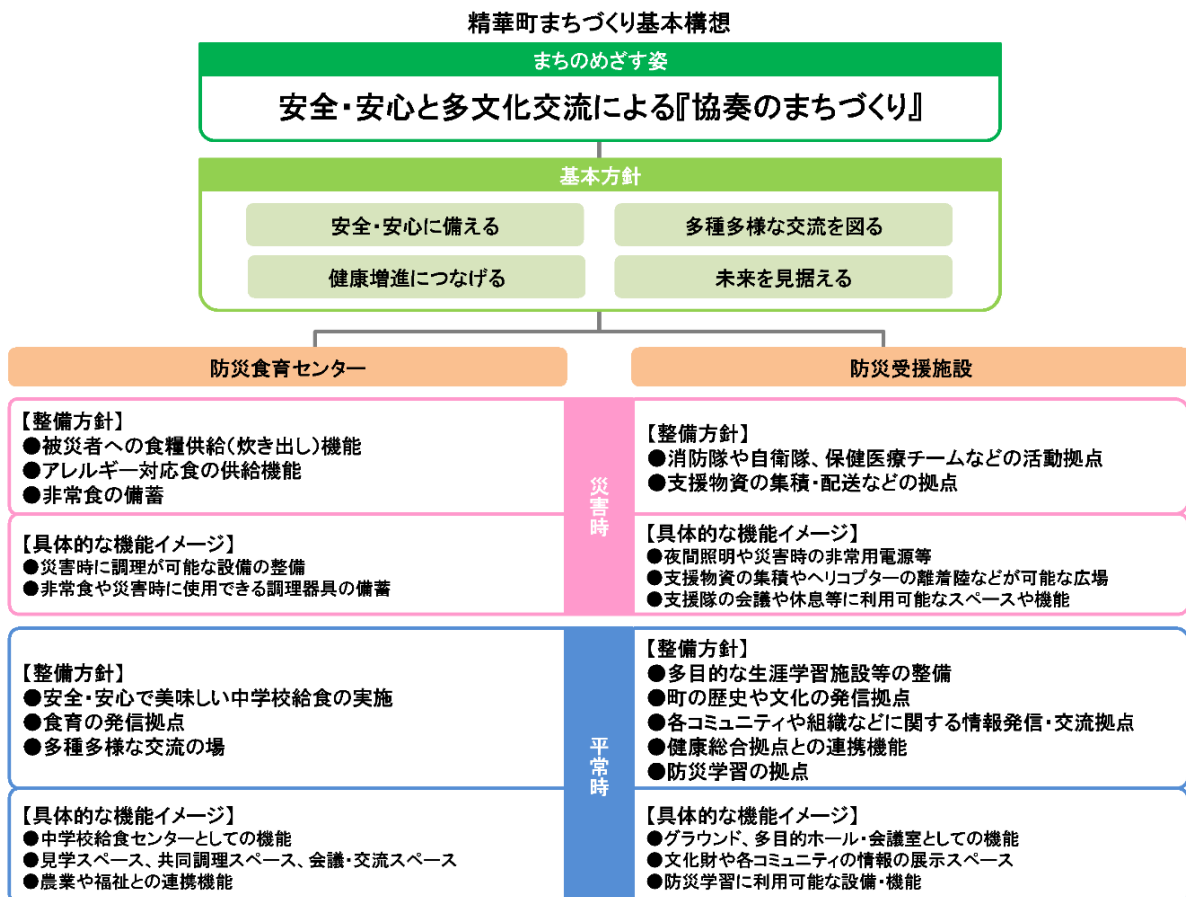
- スポーツや文化活動などによる多種多様な交流を図ります
- 食を通じて世代間交流や地元生産者などとの交流を図ります
- 町内の各コミュニティや国際交流などに関する情報発信や交流の拠点の整備を行います

3) 健康増進へつなげる

- 食育の充実や情報発信により、健康的な食生活の普及を目指します
- 生涯学習施設の整備により、スポーツや文化活動を振興し、心身ともに健康増進につなげます
- 健康総合拠点との連携により、健康長寿のまちづくりを目指します

4) 未来を見据える

- 町の歴史や文化を知ること、また、災害体験にふれることなどにより、未来のまちづくりにつなげます
- 災害時と平常時の複数機能を持つ施設とするとともに、将来を見据えた施設整備や管理運営方法についても検討します



### (3)施設整備方針

まちのめざす姿、基本方針を踏まえ、今回の基本構想における2施設の整備について、付加すべき機能や活用方法などを施設整備方針として、次のとおり定めます。

#### 1) 防災食育センター

##### 【整備方針】

###### ■災害時

- 被災者への食糧供給機能
- アレルギー対応食の供給機能
- 非常食の備蓄

###### ■平常時

- 安全・安心で美味しい中学校給食の実施
- 食育の発信拠点
- 多種多様な交流の場

##### 【施設利用のイメージ】

###### ■災害時

- ・災害時には、被災者への食糧供給を行う防災拠点として、災害時の炊き出し等が可能な施設整備を行います。
- ・平常時のアレルギー対応機能を活かして、災害時にはアレルギー対応食の供給拠点となるような施設整備を行います。
- ・非常食の備蓄機能を備えるとともに、炊き出しや非常食の配送機能を整備します。

###### ■平常時

- ・安全・安心で美味しい中学校給食の実施に加えてアレルギー対応の充実を図るとともに、食育情報を家庭や地域に発信し、世代間交流や健康増進につなげます。
- ・見学スペースや共同調理場、会議スペースなどを設けることで、食育についての理解を深めることや地域の伝統的な食事の継承などにつなげるほか、災害時の食に関する啓発を行います。
- ・給食での地産地消を推進するとともに、農業や福祉に関する情報発信や連携・交流を図ります。
- ・少子高齢化の進捗を見据えた中で、将来的な施設活用として、福祉事業との連携などについても検討します。

##### 【具体的な機能等のイメージ】

- 給食センター機能
- 食育機能（共同調理場、見学・講習スペースなど）
- 交流機能（交流スペース、農業や福祉に関する情報発信など）
- 被災者への食糧供給機能（災害対応用の設備など）
- 備蓄倉庫（米・水などを備蓄）

## 2) 防災受援施設

### 【整備方針】

#### ■災害時

- 消防隊、自衛隊、保健医療チームなどの活動拠点
- 支援物資の集積・配送などの拠点

#### ■平常時

- 多目的な生涯学習施設等の整備
- 町の歴史や文化の発信拠点
- 各コミュニティや組織などに関する情報発信・交流拠点
- 健康総合拠点との連携機能
- 防災学習の拠点

### 【施設利用のイメージ】

#### ■災害時

- ・消防緊急援助隊や自衛隊、保健医療支援チームの災害派遣の受け入れ、ヘリコプターの離着陸が可能なスペースの確保、支援物資の集積と配送拠点としての機能など、受援拠点としての整備のほか、災害復旧を支援する機能の整備を行います。
- ・また、支援活動がスムーズに行えるよう、多目的ルームやクラブハウスなどを活用した支援隊の会議スペースや休憩場所、夜間でも活動可能な照明設備などの必要な機能を付加します。

#### ■平常時

- ・グラウンドや多目的ルーム、またそれに付随する施設の整備により、スポーツや文化活動、健康づくりに関する活動などを活性化して、まち全体での交流の促進や健康増進を図ります。
- ・魅力ある文化講座等を開催するとともに、町の歴史や文化を展示・発信するスペースを整備し、文化の継承と振興を図ります。
- ・自治会や学研企業、国際交流、自衛隊など町内の様々なコミュニティや組織などに関する情報発信と交流のためのスペースを整備し、交流の活性化につなげます。
- ・健康総合拠点との連携による健康づくりや子育て支援などの取組により、健康で安心できる生活環境を整えます。
- ・災害現場に派遣された経験のある自衛隊員や災害ボランティアによる講演、避難所運営マニュアルの作成や防災ワークショップの開催など、より実践的な防災研修を行い、防災意識の啓発を図ります。

### 【具体的な機能等のイメージ】

- スポーツゾーン（グラウンド、テニスコート、クラブハウスなど）
- 生涯学習ゾーン（歴史・文化の展示スペース、文化講座の開催など）
- 情報発信・交流ゾーン（貸会議室、交流・展示スペースなど）
- 防災学習エリア（貸会議室、体験学習スペースなど）
- 受援機能（ヘリポート、備蓄・支援物資集積スペースの確保、人的支援受入に必要な機能）
- 災害対応設備（非常用照明、マンホールトイレ、かまどベンチなど）

■災害時の施設運用イメージ





■ 平常時の施設運用イメージ

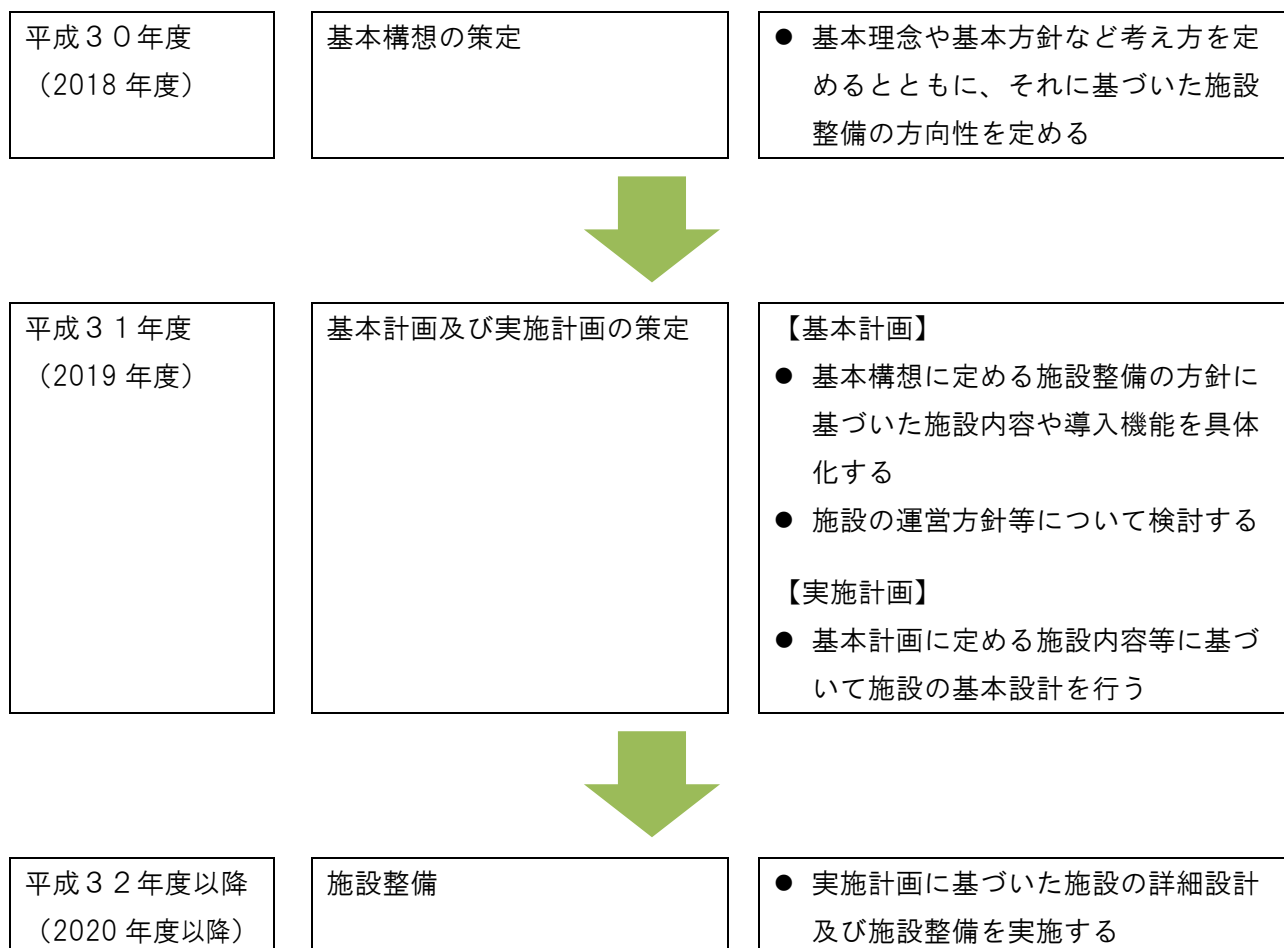


3 施設の各拠点機能を活かし、教育・文化の新興による  
町北部地域の教育のまちづくりを推進するとともに  
まち全体での交流を活性化し、協奏のまちづくりを目指す



## 5-2 今後の事業の進め方

今後、本構想に基づく事業の進展、展開に当たっては、防衛省「まちづくり基本構想策定支援事業」、  
「まちづくり支援事業」などを活用し、以下のとおり検討を進めます。



## 精華町まちづくり基本構想

平成31年3月

精華町教育委員会

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稻八妻北尻 70

TEL : 0774 (95) 1906 (直通) FAX : 0774 (94) 5176